

平成 2 4 年度  
第 1 回  
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成 2 4 年 6 月 1 5 日 ( 金 )

大阪市保健所研修室

## 開 会

司会 ただ今から、平成24年度第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催をさせていただきます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、また暑い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますが、皆様方のお手元に配付をしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。

### (資料確認)

司会 続きまして、本日ご出席の委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。委員名簿のほうをあわせてご覧いただきたいと存じます。それでは、ご紹介申し上げます。

### (委員紹介)

司会 次、本市職員を、ご紹介を申し上げます。

### (大阪市職員紹介)

課長 そうしましたら、私のほうからですけれども、本年度第1回目の地域包括支援センターの運営協議会ということで、開催をさせていただきました。この会議は、ことし、2名の市民委員の方をはじめとしまして、5名の新たな委員の方にもご就任いただいております。この会議では忌憚のないご意見ご提言をちょうだいいたしますよう、どうぞよろしく願いいたします。

司会 それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の協議会につきましては、「会議の公開に関する指針」に基づきまして公開とさせていただきます。また、傍聴者の方は傍聴要領に従いまして傍聴いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1の大阪市地域包括支援センター運営協議会委員長・副委員長の選任についてでございますが、運営協議会委員の選任についてお諮りをいたします。

本日は第1回目の運営協議会となっております。したがって、大阪市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第1項運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとの規定によりまして、委員長を選任することになりますが、いかがいたしましょうか。

委員 白澤委員でいかがでしょうか。

司会 ただ今、ご推薦の発言をいただきましたが、委員の皆様方、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 それでは、白澤委員、お引き受けをいただけますでしょうか。

委員 はい。

司会 ありがとうございます。

委員長席のほうに移動、よろしく願いを申し上げます。

それでは、ご就任をいただきました白澤委員長からごあいさつをちょうだいいたしまして、以降の議事進行につきましてお願いしてまいりたいと存じます。

委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただ今、委員長にご推挙いただきました白澤でございます。

前日も委員長をさせていただいたのですが、地域包括支援センター、今回、国の施策も地域包括ケアというのが一番大きな目玉でございますので、大阪市地域包括支援センター運営協議会も大変重要な役割を担っているという認識をしております。

皆さん方のさまざまなご意見をちょうだいする中で、大阪市の中で地域包括支援センターが中心になって、国等が今言っている地域包括ケアを何としてでもつくりあげていかなきゃならないと思っておりますので、ぜひ貴重なご意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げますと同時に、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議事のほうに入らせていただきますが、副委員長を今から決めさせていただくということですが、副委員長につきましては地域包括支援センター運営協議会、先ほどの協議会の設置要綱第5条第3項により、委員長の私から職務代理者として副委員長を指名させていただくことになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

昨年度に引き続きまして、大阪府医師会よりご推薦いただいております中尾委員に、委員長職務代理者をお願いしたいと考えております。委員の皆さん、ご異議ありませんでしょうか。

(拍手)

委員長 どうもありがとうございます。

中尾委員、副委員長席のほうによろしく願いをいたします。

それでは、一言、ごあいさつを、中尾委員からいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副委員長 ただ今、副委員長に選任させていただきました大阪府医師会のほうからきております中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、委員長のほうからもお話がございましたけれども、社会保障の充実ということで、地域包括ケアシステムをどれだけできるところまでもっていくのかということが、一番の大切なことだろうと思っています。

日常生活圏域で地域包括ケアシステムを構築するとなった場合に、やはりこの大阪市の運営も非常に重要な位置を占めると思いますが、各区における運営協議会においても、きっちりとしたものにしていかないといけないと日々考えているところでございます。今年度におきましては、各区の運営協議会がどれだけ活性化して、地域特性にあった地域包括ケアシステムに組んでいくのかということ等も、議論しながらやっていければと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

委員長 どうもありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは議題の2に入るわけですが、議題の2は平成25年度における地域包括支援センターの設置方針についてでございます。平成25年度における地域包括支援センターの設置方針について、事務局のほうからご説明お願いしたいと思います。

課長 それでは、説明をさせていただきます。資料1、1ページめくっていただきまして、ページの1、25年度における地域包括支援センターの設置方針について(案)でございます。

まず1点目、地域包括支援センター65カ所と申し上げましたが、本来、66カ所の設置目標としておりましたが、昨年24年度に未設置となっております。ここ、住吉区の西の圏域でございます。この圏域につきまして公募をしてみたいと考えております。

2点目、地域包括支援センター、平成22年4月に設置をしました11圏域、こちらにお示ししております地域でございますけれども、ここにつきましては25年の3月末で委託の期間が満了となります。この11圏域について公募をさせていただきます。

3点目、一番上、大阪市では現在「市政改革プラン」が進められております。現在、素案になっておりますけれども、7月には案として策定される予定となっております。この中で、非常に競争性が働いていない随意契約については、原則すべて公募の観点から見直しを図るとされております。このため、24区の社会福祉協議会に委託をして運営をしておりました地域包括支援センターについての公募を、25年度させていただきますと考えております。

3点目の2番目。その中で現在、西成区の地域包括支援センターが担当しますあいりん地域についてでございますけれども、このあいりん地域については、23年8月の運営協議会の

中で、このあいりんを含む圏域の取り扱いについては、地域事情を考慮しまして、24年度においては現状のままとするが、今後も関係機関と十分に連携・調整を行いまして、圏域の設定について検討を行うという方針が確認をされております。ことし8月には新たな公募の区長が就任をする予定となっております。西成区の特区構想とあわせまして、今後、区、そして関係機関と十分調整を図りながら、圏域の検討を進めまして、またこちらの運営協議会の中でのご審議をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

25年度ということですので、来年度に設置をする地域包括支援センターの設置についての方針ということで、今、3点、ご説明いただきました。

1つは、未設置の住吉区西圏域について設置の公募をするということ。2つ目が、22年4月に設置して、委託期間が満了するところ、この11カ所について公募する。3つ目は、現在随意契約で行っております24区の社会福祉協議会が運営している地域包括支援センターについて公募する。ただ西成区の地域包括支援センターが担当しているあいりん地区については、今後、審議をしていく、こういうことでございます。

この3点につきまして、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

委員 3点目の競争原理みたいなのが働いてない随意契約の案ですけど、そういうようなこと、少し教えていただけますか。

課長 これは、一番最初に地域包括支援センターを設置するときに、区社会福祉協議会につきましては、地域の社会福祉の核として活動していただいている団体でもありましたし、なかなかこの地域包括支援センターの実施について、ご協力いただける機関も少ないということで、この社会福祉協議会に特名随意契約といいまして、ここを指定をして地域包括支援センターの設置を委託してきた経過がございます。大阪市では、事業によりましては、この団体、この機関に、委託をするのが非常に望ましいというふうに認められたところにつきましては、こういう形で委託契約を進めてきた経過がございます。

ただ、この地域包括につきましては、時の経過とともに、いろんな社会福祉法人、あるいは医療法人、手を上げていただけるようになってまいりましたので、ここですべて公平な形で競争原理を働かせての設置という形にさせていただきました。

委員 今、社会福祉協議会が運営している包括センターというのは24という解釈でいい

んですか。

課長 はい。

委員 それについて、もう一遍見直しをして、公募をかける。

課長 はい。

委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

委員 先ほどの3番のところの社協の公募なんですけれども、今、24区がこの公募に、全区がしなくて、新たなどころで3つ、4つと、あがったときに、社協が選ばれなかった場合というところの考え方は、どのように考えておられるか、教えてください。

課長 これは社会福祉協議会、そしてほかの法人さんすべて、同じ基本、同じところで、競争原理を働かせますので、選ばれたところの法人でお願いをしたいと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。今までは随意契約としてお願いをしていた部分だということの整理をしたい、こういうことでございます。

何かご質問、ございませんでしょうか。

それでは、来年度、こういう形で地域包括支援センターの設置をしていくという方針につきまして、お認めいただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、次の議題に入らせていただきたいと思います。地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる方針について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

課長 の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

1ページ目。地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる方針(案)でございます。24年の4月1日に介護保険法一部改正がされております。それに伴いまして、厚生労働省の通知も一部改正がされております。その通知といたしますのが、別紙1に添付をさせていただいておりますけれども、「地域包括支援センターの設置運営について」という通知文でございます。

別紙1、少しご覧いただきたいんですが、通知文の中の大きくかわった点、4ページ、ご覧いただきたいんですが、3番の市町村の責務の、2番目の役割というところ、中段以降でございますけれども、センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事

業計画や収支予算、収支決算など、センターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に行わなければならない。

その際、市町村が事務局となって設置される地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。

というような改正がなされました。

先ほどの1ページ目、戻っていただきまして、改正させていただいております、黒字のところですけども、市町村は、包括支援センター業務をセンターに委託する場合には、委託先に対して、事業の実施に係る方針を示さなければならない。そしてその方針は包括支援センターの運営協議会の議を経なければならない、というようになってございます。

この改正を受けまして、大阪市としましては実施に係る方針としまして、まず1点目、大阪市では、包括的支援事業を委託する際に提示をしております「評価項目」、これ、別紙2につけさせていただいておりますけれども、別紙2が、まさに運営の体制、そして業務別の取り組みということで、いろんな基準をお示しをしておりますので、1点目、これを方針という形でお示しをしていきたいと思っております。

2番目としまして、今年度からですが、重点評価事業を設定をしまして、より専門性を評価する「応用評価項目」、別紙3につけさせていただいておりますけれども、この応用評価項目というのを設定をしております。

この23年度の、昨年度からの重点評価事業というのは、「地域のネットワーク構築」ということを目指して評価するということにさせていただいておりますので、まさに包括支援センターの非常に重要な業務となっておりますネットワークについて、加えて指針とさせていただきたいと。大きくこの2点を大阪市の方針としまして、地域包括支援センターのほうにお示しをしていきたいと考えておりますので、ご協議どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 今ご説明いただきましたように、地域包括支援センターの業務について、市町村が方針をきちっと決めてやることということ、今回要綱の中で書かれたわけです。そのことについては、運営協議会の議を経ることが必要だということになっておりまして、きょう事務局から、大阪市としては、1番は評価項目、2番目は重点評価項目を設定し、評価する。こういうことが大きな方針だ、こういう形で進めたいということでございますが、いかがでしょうか。

非常に網羅的ではあるんですが、すべてのことをやれと、こういう内容だと思うんですが、同時に地域包括支援センターの責任というのは、市町村が責任を持つということなので、市

町村がきちっとした指示を出しなさいということなんだろうと思いますが、具体的な内容が、大阪市が今まで取り組んでおります評価項目、あるいは重点評価項目、こういう形で対応していきたいということでございます。

何かご質問ご意見、ございませんか。

地域ケア会議で事例検討会、要するに支援懇談事例の検討会はぜひ、もう一回評価項目の中身を、評価項目として強く打ち出していくということをお考えいただければありがたいなと思うのと、2点目が、地域課題についてはきちっとしたネットワークをつくって推進をしていって欲しいと、地域課題にもきちっと対処できる、そういう評価項目、議論を少し始めていただければありがたい、こういうふうに思います。

何かございませんでしょうか。

副委員長 評価はいいと思うんですよ。地域包括支援センターが、包括支援事業をやられておるかどうか、評価するのはいいと思うんですけども、評価だけではなくて、やはりきちっと支援といいますか、指導といいますか、我々大阪市としては、あなた方の法人に地域包括支援センターとしてこの業務を委託しているんだから、もうちょっときちっとやってくださいよとかいうような、継続的な何か援助とかそういうことがないとだめだろうと思うんです。

そういうふうなことを行うやり方として、どういうふうなことを大阪市さんとしては考えられているのか。年度末のときに、チェックだけして、来年も頑張ってくださいよって言うだけでは、なかなかきちっとしたものはできないと思うんですが。常にどのように継続的に支援してられて、そしていいものにもっていくのかという、何か方策みたいなもの、お考えになっていること。

課長 昨年度まで、区の社会福祉協議会のほうに出向しておりまして、地域包括の課長をしておりました保健師が区のほうに戻ってきております。大阪市の本庁のほうで66カ所、なかなか難しい部分もありますので、区におります区長、十分連携をしながら、地域包括の機能強化進めていきたいなというふうには考えております。

保健師だけではなく、区の中の運協というところを担当しておる部署につきまして、定期的に研修会、連絡会を開催をしておりますので、包括の評価につきましても、区と一緒にやっていく中で、いろんな相談、役割業務を担っていただきたいと思いますと考えております。

全体的な研修については、しっかりと充実をさせていきたいと考えております。

なかなか難しいですけれども、事業計画取り組み計画書を各包括から出していただい



りますので、これを十分に評価をして、P D C Aサイクルを使いながら、できるだけ大阪市としてもそこに助言できるような形の体制は、今後しっかりと整えていかないといけないかなと思っております。

もう一つ、なかなか直接的な内容にはなっていないかもしれませんが、運営協議会、これについてももう少し充実をさせてもらいたいなと思っておりますので、基本的なベースではございますけれども、運営協議会の開催について、少しマニュアルのようなものをつくりながら、そして各区の実態に応じてそれを充実させていただくというような中身で、ちょっと検討を進めております。

副委員長 ありがとうございます。これは係長が1人で頑張ったって到底できるものではないと思うんです。やはり区の、法人にしる関係団体にもものすごく力を持っているところがありますのでね、ただ1人の力で何とかするというのは無理だろうと思うので、今さっき、課長のおっしゃった前半部分よりも、私は後半部分を、運協をどれだけ活性化させて、そしてきちっとしたものにもっていくのかということだろうと思うので、区役所の事務局がどれだけきちっとしたものを出していけるのかということが、継続的な支援につながっていくだろうと思いますので、後半部分のほうを、私はより充実して頑張ってもらっていただければと思うんです。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員 今、委員がおっしゃいましたように、前年度のところで、運協の中の役割がどうなのかというところで、なかなかそれが発揮されてないと、評価のところでありましたので、運協のあり方をきちんと検討していただいて、そこで評価していただけるようにしていただけたらいいかなと思っております。

委員長 ご意見ということでよろしいですか。

委員 はい。

委員長 ほかにいかがでしょう。

委員 これ、以前から課題というか、先ほど2号議案とか示されましたように、11カ所は見直しますよということ、新しくもう1回公募しますよ。社協については公募しますよ。資料2を見ると、26ページなんか見ると、事務局の説明ではもともと包括センターの整備というのは、中学校区でやってきましたよね。大阪市についても、地域によっては歴史的な経過とか、いろんなところがあがってくる。非常に圏域が不透明だったんですよね。

資料2の26ページ見ると、地域団体とのネットワークということでいえば、小学校から

ネットワーク委員、民生委員さんも、これが以前からの課題として、日常圏域なり地域包括の圏域をどうしていくんやという議論が、中途半端なままでずっときてるんやろなあと。だから、もし公募かけるときに、それを多少は修正をかけていくのか、先ほど来、評価も含めて、区の運営協議会は何するねんという話がありましたけれども、極端な話、各区中学校区レベルの、人口1万人に地域包括いくつか配置すると。各区のエリアとかいろんなことについては、区の運協の責任の中で決めてくださいというのか、そこらへんよく含めて、せっかく再公募とかしていくんでしたら、たぶん将来、地域包括、ランチの整備とか、エリア対象者の数、非常にアンバランスな状況があるんですね。そこらへんについても、ここだけの議論じゃないでしょうけれども、圏域っていうの、大阪市の実態にあわせて、いつまでも在介整備のときの中学校区ではなくって、乱暴な意見としては、これから区ですよと、区に任せるんですというのも含めて、どこかで議論を進めていかないとという、意見です、これは。

委員長 意見ということで、よろしいですか。

圏域設定をどうするのかと。ランチもあって、ずいぶん複雑な形でやってるわけですね。地域包括も必ずしも行政区で分かれてないところもある。こういう中で、生活圏域という概念をどうもって行って、やっていく。国は中学校区に1つ程度とあって、それぞれ市町村が責任を持って決めていくということになってるわけですから、そこを大阪市としては、どういうふうにしていくのか。

これは、今ご発言いただいた委員の言い方からいうと、さらには、地域包括はいくつかの小学校区を設定にもっているという議論でもいけるんですね。その小学校区をきっちとネットワークをしていく責任があるという整備もできるんだらうと思うんですが、そういうことも含めて一定の方針をきっちと決めるべきではないか。そして、新たに25年度の委託をしていくことが大事ではないかということですね。非常に根本議論であると思います。少しご議論いただければ、事務局で。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

僕、1点だけです。運営協議会というのは、国の要綱から見るかぎり、チェック機関みたいなイメージですよね。監査をする、予算、決算。事業報告を受けるっていう。あれだけでは何か地域のネットワークづくりにはつながらないんじゃないかというのが僕の思いで。もう少し運営協議会が、地域のそういうネットワークの運営に参加するという視点をご理解いただく、地域のいろんな団体にご理解いただいて、例えば民生委員協議会とこういう活動をしていこうとか、そういう形になってくると、運営協議会がもっと生きてくるんだと思う

んですが、少しそういうことも含めたマニュアル検討のときにご検討いただければ。何かこう、会議で受け身的に評価をしていくという評価機構を超えて、実施主体として運営協議会のメンバーが参加していくという仕組みをぜひ入れていただければ、非常にアクティブなものになっていくんじゃないかと。よろしくお願ひしたいと思います。

事務局、何かございますか。

課長 圏域の設定、そして運協の問題、非常に大きな課題と考えております。1つずつ検討はしていきたいと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

委員長 それでは、よろしいですか。

お認めをいただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、議題3につきまして、お認めいただいたということで、次の議題に入らせていただきたいと思います。

次、4番、地域包括支援センター及び総合相談窓口担当者研修につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

課長 研修の結果ということで、ご報告させていただきます。資料の3の1ページ目。23年度の研修会の実績報告ですが、市の独自の研修ということで7回、地域包括支援センターの研修が2回、新設の地域包括支援センターの研修が1回ということで、開催をさせていただきました。合計、地域包括支援センターの職員の方につきましては416名、ランチからは309名、合計725名の方にご参加をいただいております。

研修の中身につきましては、包括支援センターあるいはランチとしてしっかりと担っていただければいけない業務ということを中心に、開催をさせていただいております。23年度の研修を経まして、2ページ、3ページ、24年度の研修につきましては、23年度研修を実施をしまして、非常に包括でも経験年によって少し興味のあるところに差があるように思いました。

そこで、24年につきましては、経験年数別に研修を構成しております。

初任者研修ということで4回、基本的な業務ということですが、地域包括支援センターについて、そして虐待、ケアプランの作成、地域をどう見ていくかという地域診断についてということの研修を、開催をさせていただきます。

中堅期につきましては、リーダーとしてファシリテーション技術についてということ、高齢者の虐待、事例検討で、支援の技術を深めていきたいと考えております。

管理者の研修としまして3回、虐待の進捗管理と援助、管理者に求められること、民事トラブルの対応の講座ということで、研修を進めさせていただきます。

その他、全体研修としまして、内容記述編でございますけれども、包括ケア、ネットワークづくり、感染症、活動の報告会についてという形で開催をさせていただきます。

地域包括支援センターの職員を対象にしまして、初任者と中堅者、これにつきましては内容は未定になってございます。何かいいご意見ございましたら、ちょうだいしたいと思っております。

最後に新設の包括支援センターへの研修ということで、新たな業務としてしっかりと取り組んでいただくための研修を開催をしていきます。

合計、24年度につきましては17回、23年度よりは7回増やしての研修をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 地域包括支援センターの職員研修、昨年度と今年度、なにかするののかという、こういう議題でございますが、いかがでしょうか。何かご質問ご意見、ございませんでしょうか。

委員 研修会のほうですけれども、年数別ということの形なんですけど、どれぐらいの参加人員を予定として見込んでいるのか。また実態的に対象者が大体どれぐらいおられた上で、回数が決まってくると思うんです、中身も含めてですけれども。そのへんの実態のところ、オープンにできる範囲がおわかりでしたら教えていただけたらと思います。

課長 実際の包括の職員の方、動いておりますので、新任の方が今年度どれぐらいいらっしゃるのかというのは、正直なところ把握しかねてはいるんですけれども、新しい包括が、先ほどの資料でいきますと、11カ所、23年から24年については11カ所できておりますので、それプラス、昨年度、その前に設置されたところでも、まだ初任者ということで、大体3年未満ぐらいを考えておりますので、1包括お一人の参加はしていただくようなつもりで、初任者、中堅期、管理者とも考えております。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

委員 これ、さっき、委員からもあったように、これからっていうか、必ずしもそういう、地域包括でこられたときの窓口対応、これ見ると、地域包括だけの職員研修なんですよ。もし可能であれば、行政の担当者との合同研修であるとか、もっと言えば、ボリューム大きくなって大変なんですけれども、ブロックに分けて、各運協の委員と地域包括職員との

合同研修みたいなのも、年に1回ぐらい、カリキュラムの中に運協の委員の役割とか、各団体の役割とか、先ほどの行政担当、行政と地域包括の役割の連携みたいというのも、一種の合同研修みたいに、もし可能であれば考えていただければどうなんかな。

委員長 意見ということでよろしいですか。

ほかにいかがでしょう。ほかにございませんでしょうか。

なければ、議題としては4番になるんですが、地域包括支援センター及び総合相談窓口担当者研修についてということ、お認めいただけましたでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、今、久保部長お越しになりましたので、一言ごあいさつしていただきたい。

部長 大変遅れて申しわけございません。高齢者施策部長の久保でございます。

本年度初めての運営協議会ということでございまして、私が遅れまして大変申しわけございません。たぶんいろんなご意見を出していただいたことかと存じますので、後で報告も聞きまして、その中で取り入れるべきものは取り入れていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。遅くなって申しわけございません。

委員長 それでは、ずいぶん議事が早く進むわけですが、その他ということで、議題はございませんでしょうか。事務局のほう、ございませんか。

課長 はい、ございません。

委員長 皆さん方、何かそれに対してご意見ございませんか。

委員 初めてなので、質問的に初歩的なんで、何やと思われのかもわからないと思うのですが、まだ地域包括支援センターができて6年目なのか。たぶんいろんな仕事してると思うんですが、仕事をしている人たち、専門職の人たちっていうのは、私もかつて奈良でそうだったのですが、専門職の人たちは一生懸命研修があるんですね、その都度、その都度。子ども青少年でも見相の研修にあって、「わあ、今、大変なことになってるなあ」とかいう感じの中で、研修を本当に年に何回か受けて、新しいそういう動きに対しての知識を磨いていくんですが、いったんすべてのそういうものから離れたときに、住民、本当に一住民になったときに、虐待が起こっているというのを、新聞とか報道で、「ああ、起こってるんやな」という感覚の中でとらえてしまって、それが地域におりてきてない。どこでそういうことが、本当に子どもの人権が守られて。本当に専門のとき、仕事のときはすごく感じるんですけども、いったん離れたら、毎日が普通の生活の中で流れてるんですね。

地域包括支援センターというのも、たぶん6年か7年という中で、できた当時の2年目ぐ

らいは、地域包括支援センターって何をするんだらうって、自分の感覚の中でいろいろ見聞きしたんですけれども、地域包括支援センターというのは、聞いても、皆、知らないんですね。名称が知る、知らないはどうか、知ってるかどうかわからないのですが、どれだけの人が地域包括支援センターという名称を知ってはるのかなって。それをすごく、いろんな結果を自分で感じながら、原稿用紙2枚に書きながら、ものすごく感じながら文章まとめたんです。

きちっと地域包括支援センターというのが、これから高齢者が増えるに従って必要な機関だということをしっかりと認識するためには、私もここで勉強したいし、しっかりと認知していくのも必要じゃないのかなと思います。

委員長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらから先に、せっかく来ていただいていますから、委員。

委員 私も一応市民の代表としてこさせていただけいたんですが、先ほど委員が言ったように、本当に地域包括支援センター自体が、5人聞いて1人知っているか、10人聞いて2人知ってるかというくらいなんです。ただ、やっぱり知ってはる人は、地域で社協とかいろんなボランティアをやってはる方はわりと知ってはるんですけれども、私も知ったのは、私、暮らしのナビゲーターで、今、大阪府、大阪市を回りながら、そのときに勉強したの、地域包括支援センターがあるってということ、私はそこで初めてわかったんです。私たちはまだまだそういうのがわからなくて。

あと、事業所にも相談に行く、近くにいろんなケア事業所、そこに行く。地域包括支援センターまで皆さん、知らないって。この前も近所のおばあちゃんが「どうしたらいいんやろか」って聞いてくれたので、「支援センター、うち近くにできたから、行ってね」って言ったら、「いろいろ相談受けたよ」って、後で帰ってきてくれはったんです。

さっき本当に言われたように、市民として、ほとんど、10人に1人、2人くらいしか知らないです。これをもっともっとどうやってみんなに、「こんなんがあるよ」って、相談わかれへんかったら、民生委員でも言いにくい、「そしたら支援センター行きなさい」とかね、そういうこと、私たちはもっともっと言っていただきたいなど。

それと1つ、私、疑問なのは、ネットワーク推進委員が今いらっしゃいますよね、各連合に1人いらっしゃるんですけれども、公募されて、またことしから、1人だったんですが、ネットワーク推進委員という方が、あまりにも連合で1人、大きすぎて、地域がほとんど回れてない。私たちの近所の方は、民生委員がそういう役目をもっともっとするべきじゃない

かな。今、民生委員の方がどういう動きをされているか、私も知らないんですけども、民生委員の方たちが、「自分たちはネットワーク推進委員みたいなことがどんどんできないかな」という声も、私、聞いたんです。ですので、そのへんのこと、ネットワーク推進委員とか民生委員とか、その中で私たち、地域包括支援センターがあるということも、もっともっとわかっていただいて。

私も、きょう、話、いろいろ初めて聞かせていただいたんですけども、何かわかるようなこといっぱい、あれも聞きたい、これも聞きたい、何を聞いていいのか、まだわからないんですけども、そういうところで、研修とかちょっとそういうのをいろいろと教えていただきたいなと思いました。

委員長 わからん、地域包括支援センター。認知度が低いということですが、事務局のほういかがでしょう。

部長 ご指摘、お二人からいただきまして、この問題はずっと言われ続けておりまして、私どもも十分認識はしておるんですけども、なかなか市民の高齢者の方1人1人のところに情報が届いていないと。私ども、昨年もそういうことで、全市版の市政だよりなんか載せたり、「地域包括支援センター、こういうことですよ」と周知はしてるんですけども、まだまだ足りないということです。結局情報が届いていなければ、発信している意味がございませんので、何らかの工夫をとっていきたい。

それと、私どもが役所のほうで広報するだけではなくして、今後は包括のセンター自身にも、自分とこの圏域の関係で、周知をして協力をいただくとか、そういうことも含めまして、もっともっと周知をして、あらゆる高齢者の相談の窓口でございますので、何かあったらまずそこへ相談にいくと、適切につないでいくというふうな形を、十分に周知をしまいたいと思っております。

今、ネットワークの推進委員のお話もございました。これにつきましては、確かに連合単位で全部のところというのは難しいということで、民生委員さんがそういうふうな役割はどうかというお話につきましては、役所的で誠に申しわけございませんが、そういう担当している部署もでございますので、そちらのほうに、こういうご意見もございましたということで、ちゃんと私のほうから伝えさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

ぜひ、可視化するというか、今までからの課題なんですけど、例えばケアマネージャーって

わりあいよく知ってるんですね。なぜケアマネージャーはうまく可視化できて、地域包括は可視化でけへんのかって、ぜひお考えいただければ、ヒントあると思うんですね。単に、何か相談に乗りますって書いても、あんまり効果はないだろうし、「ここは、こんなことしてんだ」ということが見える何かが必要なんです。ケアマネはああいうプラン要旨みたいなものができてきて、「あっ、こういうようにプランってつくって、やっていくのか」ということが見えるから、普及していったんだと思うんですね。

ぜひ、地域包括も見えるものを、どう広報に載せるとか、どういう活動をしてる、こうであったという、単に「相談にのります」ではスルーするだけで、なかなか見えたものにならないんじゃないか。逆に言えば、ひとえに地域包括支援センターが活動しないと見えないということだと思うし、活動するときできるだけ見える工夫をして、見てもらう工夫をして、やっていくことが大事なんだろう。今回、マニュアルをいろいろつくったりするときにも、そういうこともぜひご配慮いただいて、やっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題をこれで終わらせていただきまして、報告事項、事務局のほうからお願いいたします。

課長 報告事項としまして、第1回の地域包括支援センター、この中に選定の部会というのがございます。この選定部会の結果についてご報告をさせていただきます。

資料の4の1ページ、この4月に第1回の運営協議会の選定部会を開催いたしました。その中でのご報告事項でございますが、23年度に各委員のほうからいただきました意見をもとに、選定基準と公募方式の一部修正について検討しました。

どういう内容かと申しますと、今現在、地域包括支援センターを取得しております法人が手を上げた場合に、これまでずっとセンターを運営をしておりましたので、その実績を加減点の評価として反映できるようにさせていただいております。概ね全体の10%程度、加減点という形でさせていただいてたんですけれども、より新規の事業所は参入しやすい状況となるように、もう一度この加減点について見直しが必要というご意見をいただいて、検討しております。

2番目に、選定委員の2組体制についてでございます。一番最初のところでご説明させていただきましたが、今年度につきましては、36圏域でこの地域包括支援センターの公募を回っていかなければなりません。昨年は14圏域で27の法人が手を上げていただきました。ことは36圏域ですので、その3倍近くになりますので、非常に選定に、多くの法人が募集し



ていただきますと、時間がかかることが予想されます。この委員会につきましては2組体制で行うということで決定をしております。

先ほど、一番最初のところで、これも説明をさせていただきましたけれども、24の社会福祉協議会につきましては、原則これも公募をしていくこととしております。これまでの考え方ですと、社会福祉協議会の地域包括支援センターは現在包括を受託をしておりますけれども、競争性が働いていない随意契約、これで公募をしていただくのは初めてということになりますので、新規の法人として、この加減点なしという形で選定をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 以上でございますが、何かご質問なりご意見、ございませんでしょうか。選定については、2組の体制でやるということでございますし、あるいは、選定基準で加減点の修正を行う。今まで社協でやってられた地域包括支援センターについては、すべてを新規という形で省略をして進めさせていただきたいということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何か、事務局のほうからご報告事項ございませんでしょうか。よろしいですか。

少し早いですが、これで委員会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

司会 委員長、各委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。